

# 同種工事（業務）の実績に関する基本的な考え方

## 1 適用範囲

この資料に示す考え方は、長野県が発注する受注希望型競争入札における基本要件及び総合評価落札方式における評価項目を設定する際に適用します。

## 2 基本的な考え方

同種工事（業務）の取扱いについては下表のとおり分類し、それぞれ運用することを基本とします。

区分		適用例	基本的な考え方
基本要件	工事・委託共通	1 会社に対する「同種工事（業務）実績」を付す場合	1-1 過去 15 年間に国・県・市町村等の公共機関等（CORINS への登録等に関する規約第 3 条で定義された機関）から発注された工事（業務）を元請したものがあること。
			1-2 工事（業務）の規模について、目安を設けることが適当なものにあつては、案件毎に公告で規定する場合がある。
			1-3 特殊な技術、工法についてはこれによらないことができる。
総合評価落札方式における評価項目	建設工事	2 会社に対する「同種工事实績〇件以上」に加点する場合	2-1 過去 15 年間に国・県・市町村等の公共機関等（上記と同じ）から発注された工事を元請したものがある場合に加点を行う（工事の種類によって、年数・件数に差異が生ずる場合がある）。
			2-2 工事の規模について、目安を設けることが適当なものにあつては、案件毎に公告で規定する場合がある。
	委託業務	3 技術者に対する「同種業務実績〇件以上」に加点する場合	4-1 委託業務であつて、過去 15 年間に国・県・市町村等の公共機関等（上記と同じ）から発注された業務を元請し、配置予定技術者が管理・担当・照査技術者もしくは主任技術者として担当したものが〇件以上ある場合に加点を行う。
			4-2 業務の規模について、目安を設けることが適当なものにあつては、案件毎に公告で規定する場合がある。

注 1) 実績期間は『年度ベース』とし、公告日前日までに竣工（完了）したものを対象とします。

成績評定点は、竣工（完了）日が『3 か月毎にスライドする期間』に属するものが対象となります。

また、技術者の成績評定点の対象期間は、建設工事が過去 4 年間、委託業務が 3 年間となります。

注 2) 成績評定点が 65 点未満の工事、60 点未満の委託業務は、実績件数にカウントしません。

注 3) 「基本要件」とは、入札公告で「一般競争に参加する者に必要な資格」として定める事項で、これを満たさない場合は入札に参加することができません。

注 4) 総合評価落札方式の「評価項目」は、これを満たさないと加点対象にはなりませんが、入札に参加することは可能です。

注 5) 評価項目の対象期間は上記を基本としますが、工事（業務）内容等により発注者が適宜期間を定めます。

注 6) 同種工事（業務）の実績は、コリンズ（テクリス）登録により確認することとしますが、登録内容のみでは工事（業務）実績等が不明確な案件については、契約書の写しなど工事（業務）実績を証明できる書類等の提出を求めて確認します。

注 7) 委託業務の総合評価で担当技術者の実績を計上できるのは、平成 21 年 4 月 1 日以降公告し、公告日前日までに完了した実績となります。